

島根県報

第一、五〇一号

平成十五年九月二日

(火曜日)

目 次

告示	生活保護法の規定による介護機関の指定	(健康福祉総務課)	一
	生活保護法の規定による指定介護機関の所在地変更の届出	("	二
	島根海区における共同漁業、定置漁業及び区画漁業の免許	(水産課)	二
	隠岐海区における共同漁業、定置漁業及び区画漁業の免許	("	六
	島根県漁業近代化資金利子補給事業実施要綱の一部改正	("	九
	島根県漁業経営維持安定資金利子補給事業実施要綱の一部改正	("	九
	大規模小売店舗立地法の規定による市町村の意見の概要(二件)	(経営支援課)	一〇
公告	都市計画変更図書の縦覧(二件)	(都市計画課)	一〇
	都市計画事業の認可	(都市計画課)	一一
	特定調達公告	("	一一
	歴史民族博物館(仮称)建設(建築)工事に係る一般競争入札の実施	(営繕課)	一一

告 示

示

島根県告示第七百二十七号

生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十五年九月二日

島根県知事 澄田信義

指定訪問看護事業者・居宅介護事業者・居宅介護支援事業者	名 称	実施する事業	訪問看護ステーション・居宅介護事業所・居宅介護支援事業所	指 定 年 月 日
松江保健生活協同組合	主たる事務所の所在地	通所介護	ふれあい診療所	平成十五年八月十日
号	松江市西津田八丁目八番一〇号		所在地	
			松江市西津田七丁目一四番一 一号	

島根県告示第七百二十八号
生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する

同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関の所在地の変更の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。
平成十五年九月二日
島根県知事 澄 田 信 義

名 称	主たる事務所の所在地	実施する事業	名 称	指 定 介 護 事 業 所		変 更 年 月 日
				所 在 地	変 更 後	
特定非営利活動法人 あいの会	那賀郡三隅町三隅二五二番地	訪問介護	あいの会	那賀郡三隅町向野田三四〇番地	那賀郡三隅町三隅二五二番地	平成十五年四月三十日

島根県告示第七百二十九号
漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十条の規定により、島根海区に係る海面における共同漁業、定置漁業及び区画漁業を平成十五年九月一日付けて次のとおり免許した。
平成十五年九月二日
島根県知事 澄 田 信 義

一 漁場計画の際の公示番号、免許番号及び漁業権者の住所及び氏名（名称）

公示番号	住 所	氏 名
共第一号	八束郡美保関町大字七類三二五四番地	美保関町漁業協同組合
共第二号	"	"

共第三号	共第四号	共第五号	共第六号	共第七号	共第八号	共第九号	共第十号	共第十一号	共第十二号
"	"	"	八束郡島根町大字野波三七一五番地四	"	"	"	代表者	八束郡鹿島町大字御津三六〇番地一	八束郡鹿島町大字恵曇町六二一
"	"	"	島根町漁業協同組合	"	"	"	島根町漁業協同組合	御津漁業協同組合	恵曇漁業協同組合

共第三十三号	共第三十二号	共第三十一号	共第三十号	共第二十九号	共第二十八号	共第二十七号	共第二十六号	共第二十五号	共第二十四号	共第二十三号	共第二十二号	共第二十一号	共第二十号	共第十九号	共第十八号	共第十七号	共第十六号	共第十五号	共第十四号	共第十三号
"	"	"	"	浜田市元浜町三三番地一	江津市渡津町二〇八二番地	邇摩郡温泉津町温泉津イ七九四番地一	邇摩郡仁摩町大字仁万町一九四七番地一	大田市五十猛町二七二六番地四	大田市静間町二〇七五	"	"	"	"	大田市久手町波根西二六八九	簸川郡多伎町大字小田九三九番地一	簸川郡湖陵町大字差海一九一六番地二三	簸川郡大社町大字杵築北三五三三	"	平田市十六島町四二八番地一	松江市魚瀬町六五六番地八
"	"	"	"	はまだ漁業協同組合	江津漁業協同組合	温泉津町漁業協同組合	仁摩町漁業協同組合	五十猛漁業協同組合	和江漁業協同組合	"	"	"	"	大田市漁業協同組合	多伎町漁業協同組合	湖陵町漁業協同組合	大社町漁業協同組合	"	平田市漁業協同組合	松江市漁業協同組合
共第一百二十号	共第一百十九号	共第一百十八号	共第一百十七号	共第一百十六号	共第一百十五号	共第一百十四号	共第一百十三号	共第一百十二号	共第一百十一号	共第一百十号	共第一百九号	共第一百八号	共第一百七号	共第一百六号	共第一百五号	共第一百四号	共第三十七号	共第三十六号	共第三十五号	共第三十四号
"	"	"	大田市久手町波根西二六八九	簸川郡多伎町大字小田九三九番地一	簸川郡湖陵町大字差海一九一六番地二三	簸川郡大社町大字杵築北三五三三	"	平田市十六島町四二八番地一	松江市魚瀬町六五六番地八	八束郡鹿島町大字恵曇町六二二	八束郡鹿島町大字御津三六〇番地一	"	"	八束郡島根町大字野波三七一五番地四	"	"	"	益田市高津町八丁目一番一五号	"	"
"	"	"	大田市漁業協同組合	多伎町漁業協同組合	湖陵町漁業協同組合	大社町漁業協同組合	"	平田市漁業協同組合	松江市漁業協同組合	恵曇漁業協同組合	御津漁業協同組合	"	"	島根町漁業協同組合	"	"	"	益田市漁業協同組合	"	"

共第百二十一号	八束郡美保関町大字七類三二四七番地	七類定置網漁業株式会社
共第百二十二号	大田市静間町二〇七五	和江漁業協同組合
共第百二十三号	大田市五十猛町二七一六番地四	五十猛漁業協同組合
共第百二十四号	邇摩郡仁摩町大字仁万町一九四七番地一	仁摩町漁業協同組合
共第百二十五号	邇摩郡温泉津町温泉津イ七九四番地一	温泉津町漁業協同組合
共第百二十六号	江津市渡津町二〇八二番地	江津漁業協同組合
共第百二十七号	浜田市元浜町三三一番地一	はまだ漁業協同組合
共第百二十八号	"	"
共第百二十九号	"	"
共第百三十号	"	"
共第百三十一号	"	"
共第百三十二号	"	"
共第百三十三号	益田市高津町八丁目一番一五号	益田市漁業協同組合
共第百三十四号	"	"
共第百五十一号	簸川郡大社町大字杵築北三三三三	大社町漁業協同組合
共第百五十二号	簸川郡湖陵町大字差海一九一六の二三	湖陵町漁業協同組合
共第百五十三号	簸川郡多伎町大字小田九三九番地一	多伎町漁業協同組合
共第百五十四号	江津市渡津町二〇八二番地	江津漁業協同組合
共第百五十五号	益田市高津町八丁目一番一五号	益田市漁業協同組合
定第一号	八束郡美保関町大字美保関五〇五番地二	美保関大敷網組合
定第二号	八束郡美保関町大字七類三二四七番地	七類定置網漁業株式会社

定第三号	境港市上道町三三一一番地	大森 博明
定第四号	八束郡美保関町大字笠浦四四六番地一	笠浦大敷組合
定第五号	八束郡島根町大字野井三一七番地	野井大敷組合
定第六号	"	"
定第七号	八束郡島根町大字多古一三〇六番地一	沖泊大敷網組合
定第八号	八束郡島根町大字多古四四四番地	多古大敷網組合
定第九号	八束郡島根町大字野波二七四七番地	有限会社 小川漁業
定第十号	八束郡島根町大字大芦三八〇番地	代表者 北野 操
定第十一号	八束郡鹿島町大字御津三六〇番地一	御津大敷網組合
定第十三号	八束郡鹿島町大字恵曇町三六〇番地	有限会社 平木屋
定第十四号	八束郡鹿島町大字手結一六三番地	有限会社 かねとや 漁業
定第十五号	七尾市黒崎町イ部一番地一	有限会社 酒井漁業
定第十六号	平田市塩津町二七〇番地一	有限会社 塩津定置
定第十七号	平田市十六島町四三三番地	十六島大謀網組合
定第十八号	簸川郡大社町大字杵築北三三三三番地	大社町漁業協同組合
定第十九号	簸川郡多伎町大字小田九三九番地一	多伎町海洋観光開発 株式会社
定第三十一号	邇摩郡温泉津町温泉津イ八〇四番地二	置 温泉津定 置
定第三十二号	江津市渡津町二〇八二番地	真和漁業生産組合
定第三十三号	千葉市中央区川戸町四一九番地の七六	代表者 石川力ヨ子
定第三十四号	那賀郡三隅町大字折居四一六番地	下岡産業有限会社
定第三十五号	益田市高津町八丁目一番六号	大一水産有限会社

区第三十六号	益田市小浜町四〇九番地	小浜漁業有限会社
定第三十七号	益田市飯浦町イ二三六二番地二	飯浦大敷有限会社
区第一号	八束郡美保関町大字七類三二五四番地	美保関町漁業協同組合
区第二号	"	"
区第三号	"	"
区第四号	"	"
区第五号	"	"
区第六号	"	"
区第七号	"	"
区第八号	"	"
区第九号	"	"
区第十号	"	"
区第十一号	八束郡島根町大字野波三七一五番地四	島根町漁業協同組合
区第十二号	"	"
区第十三号	"	"
区第十四号	"	"
区第十五号	"	"
区第十六号	"	"
区第十七号	"	"
区第十八号	"	"
区第十九号	"	"

区第二十号	"	"
区第二十一号	"	"
区第二十二号	"	"
区第二十三号	八束郡鹿島町大字御津三六〇番地一	御津漁業協同組合
区第二十五号	八束郡鹿島町大字恵曇町六二一	恵曇漁業協同組合
区第二十六号	"	"
区第二十七号	"	"
区第二十八号	"	"
区第二十九号	"	"
区第三十号	平田市十六島町四二八番地一	平田市漁業協同組合
区第三十一号	"	"
区第三十二号	"	"
区第三十三号	簸川郡大社町大字杵築北三三三三	大社町漁業協同組合
区第三十四号	"	"
区第三十五号	"	"
区第三十六号	"	"
区第七十一号	益田市高津町八丁目一番一五号	益田市漁業協同組合
区第一百零一号	八束郡美保関町大字七類三二五四番地	美保関町漁業協同組合
区第一百零二号	"	"
区第一百零三号	"	"
区第一百零四号	八束郡島根町大字野波三七一五番地四	島根町漁業協同組合

共第四十一号	公示番号 免許番号	住 所	氏 名
"	共第四十号 隠岐郡西郷町大字西町字八尾の一、六二番地	"	合 おき西郷漁業協同組

一 漁場計画の際の公示番号、免許番号及び漁業権者の住所及び氏名(名称)

島根県知事 澄 田 信 義

平成十五年九月二日

島根県告示第七百三十号
 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第十条の規定により、隠岐海区に係る海面における共同漁業、定置漁業及び区画漁業を平成十五年九月一日付けて次のとおり免許した。

二 免許の内容、制限又は条件及び存続期間

平成十五年二月十二日付け島根県告示第百十九号のとおり

区第二百五号	"	"
区第二百六号	"	"
区第二百七号	"	"
区第二百八号	"	"
区第二百九号	"	"
区第二百十号	"	"
区第二百十一号	"	"
区第二百一十号	"	"
区第二百一十一号	"	"
区第二百一十二号	"	"

共第四十二号	"	"	"
共第四十三号	"	"	"
共第四十四号	"	"	"
共第四十五号	"	"	"
共第四十六号	"	"	"
共第四十七号	"	隠岐郡海士町大字福井七七六番地一七	海士町漁業協同組合
共第四十八号	"	"	"
共第四十九号	"	"	"
共第五十号	"	"	"
共第五十一号	"	"	"
共第五十二号	"	隠岐郡西ノ島町大字浦郷五四四番地一五	浦郷漁業協同組合
共第五十三号	"	"	"
共第五十四号	"	隠岐郡知夫村七七六番地一一	知夫村漁業協同組合
共第五十五号	"	隠岐郡西郷町大字西町字八尾の一、六二番地	隠岐島漁業協同組合
共第三百三十五号	"	隠岐郡西郷町大字西町字八尾の一、六二番地	合 おき西郷漁業協同組
共第三百三十六号	"	"	"
共第三百三十七号	"	"	"
共第三百三十八号	"	"	"
共第三百三十九号	"	"	"
共第四百十号	"	"	"
共第四百十一号	"	"	"

区第二百八十六号	隠岐郡知夫村七七六番地一	知夫村漁業協同組合
区第二百八十七号	"	"
区第二百八十八号	"	"
区第二百八十九号	"	"
区第二百九十号	"	"
区第二百九十一号	"	"
区第二百九十二号	隠岐郡西郷町大字西町字八尾の一、六一番地	おき西郷漁業協同組合
区第二百九十三号	隠岐郡海士町大字福井七七六番地一七	海士町漁業協同組合
区第二百九十四号	"	"
区第二百九十五号	"	"
区第二百九十六号	"	"
区第二百九十七号	隠岐郡西ノ島町大字浦郷五四四番地一五	浦郷漁業協同組合
区第二百九十八号	"	"
区第二百九十九号	隠岐郡西郷町大字東郷字宮尾一九番地	有限会社 隠岐真珠
区第四百二七号	"	"
区第四百二八号	"	"
区第四百二九号	"	"

二 免許の内容、制限又は条件及び存続期間
 平成十五年二月二十一日付け島根県告示第四百二十九号のとおり。

島根県告示第七百三十一号
 島根県漁業近代化資金利子補給事業実施要綱(平成十三年島根県告示第二百六十八号)の一部を次のように改正する。
 平成十五年九月二日

別表中

島根県知事 澄田信義

年一・二パーセント以内
年一・三パーセント以内
年一・二パーセント以内

を

年一・一パーセント以内
年一・二パーセント以内
年一・一パーセント以内

に改める。

附則

- この告示は、平成十五年九月二日から施行する。
- この告示による改正後の島根県漁業近代化資金利子補給事業実施要綱の規定は、平成十五年八月二十日以後に貸し付けられた島根県漁業近代化資金について適用し、同日前に貸し付けられた島根県漁業近代化資金については、なお従前の例による。

島根県告示第七百三十二号

島根県漁業経営維持安定資金利子補給事業実施要綱(平成十三年島根県告示第二百六十九号)の一部を次のように改正する。
 平成十五年九月二日

第五条第二号中「一・二パーセント」を「一・一パーセント」に改める。

島根県知事 澄田信義

附 則

- 1 この告示は、平成十五年九月二日から施行する。
- 2 この告示による改正後の島根県漁業経営維持安定資金利子補給事業実施要綱の規定は、平成十五年八月二十日以後に貸し付けられた島根県漁業経営維持安定資金について適用し、同日前に貸し付けられた島根県漁業経営維持安定資金については、なお従前の例による。

島根県告示第七百三十三号

平成十五年島根県告示第二百二十九号で告示した次の大規模小売店舗について、大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により松江市から意見を聴取したので、同条第三項の規定によりその概要を告示し、当該意見を縦覧に供する。

平成十五年九月二日

島根県知事 澄 田 信 義

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパーホームセンターいらない松江南店（仮称） 松江市乃木福富町一二街区
- 二 意見の概要
 - 1 年末等の繁忙時において、周辺道路の混雑緩和及び交通事故防止のため、警備員を配置するなど必要な措置を講ずること。
 - 2 夜間における騒音防止のため、駐車場の管理警備体制は状況に応じた措置を講ずること。
- 三 縦覧場所
松江市商工課（松江市末次町八六番地）
- 四 縦覧期間
告示の日から一月間

島根県告示第七百三十四号

平成十五年島根県告示第三百六十四号で告示した次の大規模小売店舗について、大規模

小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により松江市から意見を聴取したので、同条第三項の規定によりその概要を告示し、当該意見を縦覧に供する。

平成十五年九月二日

島根県知事 澄 田 信 義

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
みしまや田和山店 松江市乃木福富一九街区
- 二 意見の概要
夜間における騒音防止のため、駐車場の管理警備体制は状況に応じた措置を講ずること。また、近隣住民からの苦情に対しては真摯に対応するなど、周辺地域の生活環境保持に努めること。
- 三 縦覧場所
松江市商工課（松江市末次町八六番地）
- 四 縦覧期間
告示の日から一月間

島根県告示第七百三十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定により次のとおり告示し、同条第二項の規定により当該都市計画の図書を縦覧に供する。

平成十五年九月二日

島根県知事 澄 田 信 義

- 一 都市計画の種類
益田都市計画道路
- 二 都市計画を変更する土地の区域
益田市飯田町、高津町、高津一丁目、高津二丁目、高津三丁目、高津五丁目、高津七丁目、中島町、中吉田町、須子町、遠田町及び久城町
- 三 縦覧場所

島根県土木部都市計画課及び益田市役所

島根県告示第七百三十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定において準用する同法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定により次のとおり告示し、同条第二項の規定により当該都市計画の図書を縦覧に供する。

平成十五年九月二日

島根県知事 澄田信義

一 都市計画の種類

益田都市計画公園

二 都市計画を変更する土地の区域

益田市飯田町

三 縦覧場所

島根県土木部都市計画課及び益田市役所

公 告

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十一条第一項の規定により、都市計画法の認可の告示（平成十五年八月二十日中国地方整備局告示第六十六号）があったので、同法第六十六条の規定により、都市計画法の施行について次のとおり告示する。

平成十五年九月二日

島根県知事 澄田信義

一 都市計画法の種類及び名称

益田都市計画道路事業三・五・五号中島染羽線

二 施行者の名称

島根県

三 事務所所在地

四 事業地

収用の部分 益田市駅前町地区

使用の部分 なし

特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

平成15年9月2日

島根県知事 澄田信義

1 工事概要

(1) 工 事 名 歴史民俗博物館（仮称）建設（建築）工事

(2) 工 事 場 所 島根県簸川郡大社町大字杵築東

(3) 工 事 内 容 工事種別 新築

用途 博物館

構造 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造

地上3階

延べ面積 9,806㎡

主要室 展示室、講義室、図書室、収蔵庫、事務室、研究室、書庫

(4) 予 定 工 期 約24カ月間

(5) 予 定 価 格 4,562,500,000円（消費税及び地方消費税相当額を除く）

2 入札参加資格

次の要件を満たす特別共同企業体であること。

(1) 次に掲げる要件を満たし、かつ、島根県建設工事に係る共同企業体取扱要綱（平成7年島根県告示第333号）第8条の規定により認定を受けていること。

ア) 次の第1グループ、第2グループ及び第3グループそれぞれ1社により構成されていること。

<p>第 1 グループ</p> <p>A 平成14年 2月24日以降の営業年度終了日を審査基準日とする最新の経営事項審査(以下「経営事項審査」という。)における建築一式工事に係る総合評点が1,250点以上であること。</p> <p>B 過去10年間で平成 5年 9月 2日～平成15年 9月 1日)に鉄骨鉄筋コンクリート造または鉄筋コンクリート造の建築一式工事に於いて、元請又は共同企業体の代表者として、美術館又は博物館の用途で延べ面積が5,000㎡以上(共用部分を含む)の施工実績がある者であること。</p> <p>第 2 グループ</p> <p>経営事項審査における建築一式工事に係る総合評点が950点以上であること。</p> <p>第 3 グループ</p> <p>経営事項審査における建築一式工事に係る総合評点が850点以上であること。</p> <p>イ) 次の基準を満たす技術者を当該工事に専任で配置できること。 ただし、構成員のうち代表者は監理技術者及び主任技術者を、他の構成員は主任技術者を配置できること。</p> <p>A 監理技術者(建築工事業に係る監理技術者資格者証を有する者に限る。)</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 級建築士、1 級建築施工管理技士又は国土交通大臣の認定した者 鉄骨鉄筋コンクリート造または鉄筋コンクリート造の建築一式工事に於いて、延べ面積が5,000㎡以上(共用部分を含む)の建築物の工事経験を有すること。 <p>1 名</p> <p>B 主任技術者</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 級建築士、1 級建築施工管理技士又は国土交通大臣が認定した者 <p>3 名</p> <p>(2) 各構成員が次に掲げる要件を満たすものであること。</p> <p>ア 地方自治法施行令第167条の 4の規定に該当しないこと。</p> <p>イ 建設業法(昭和24年法律第100号)第 3条第 1項の規定により建築工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>ウ 島根県における県税の滞納がない者であること。</p> <p>エ 公告の日から競争参加資格確認の日までの間に、島根県の建設工事等入札参加資</p>	<p>格者に対する指名停止等に係る措置要綱(昭和63年 5月31日付管発第181号)による指名停止を受けていない者であること。</p> <p>3 入札手続き等</p> <p>(1) 担当部局</p> <p>〒690-8501 島根県松江市殿町 1 番地</p> <p>島根県総務部営繕課 企画係 電話0852-22-5223</p> <p>(2) 入札説明書の交付の期間及び場所</p> <p>平成15年 9月 2日から同年 9月22日までの土曜日、日曜日、祝日を除く毎日、午前 9時から午後 5時までの間、上記担当部局において交付する。</p> <p>(3) 特別共同企業体入札参加資格申請書及びその添付書類並びに上記 2(2)の要件を満たすことを証する書類の提出期間及び場所</p> <p>平成15年 9月 2日から同年 9月24日までの土曜日、日曜日、祝日を除く毎日、午前 9時から午後 5時まで、ただし、平成15年 9月24日については、午前 9時から午前12時までの間に上記担当部局へ持参すること。</p> <p>(4) 設計図等の配付の期日及び場所</p> <p>入札参加資格があると認められた者であって、購入を希望する者に対し、入札用図面及び参考内訳数量を次により有料で配付する。</p> <p>ア 配付日 平成15年10月 3日 午前 9時から午後 5時まで</p> <p>イ 配付場所 島根県松江市古志原 4丁目 1-1</p> <p>財団法人島根県建設技術センター 電話0852-21-9918</p> <p>(5) 入札書の受領の期限及び場所</p> <p>ア 期限 平成15年10月27日午後 2時</p> <p>(郵便による入札にあっては、同月24日午後 5時)</p> <p>イ 場所 平成15年10月27日午後 1時までは上記 1)担当部局とし、それ以降は下記開札場所とする。</p> <p>(6) 開札の日時及び場所</p> <p>ア 日時 平成15年10月27日午後 2時</p> <p>イ 場所 島根県松江市殿町 1 番地</p> <p>島根県庁会議棟 1 階 第 2 会議室</p>
---	--

<p>4 その他</p> <p>(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨とする。</p> <p>(2) 入札保証金 入札者が見積もった契約金額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号に該当する場合は、免除する。</p> <p>(3) 契約保証金 免除する。</p> <p>(4) 入札の無効 本公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、入札者に求められる義務を履行しなかったときその他島根県会計規則第63条各号に該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。</p> <p>(5) 契約書作成の要否 要する。</p> <p>(6) 落札者の決定方法 島根県会計規則第62条に基づいて算出された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、調査基準価格を下回る入札があった場合には落札者の決定を保留して入札を終了し、事後の調査により落札者を決定する。この場合において、調査基準価格を下回った入札を行った者は事後の調査に協力しなければならぬ。</p> <p>調査の結果、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当と認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低価格をもって入札した者を落札者とする。</p> <p>なお、落札者を決定したときは、入札者全員に落札者及び落札金額を通知する。</p> <p>(7) その他</p> <p>ア 詳細は入札説明書による。</p> <p>イ 契約の締結については議会の議決を要する。</p>	<p>5 Summary</p> <p>(1) Subject Matter of Contract: Construction work for Shimane History Museum. (Tentative name.)</p> <p>(2) Closing date and time for submission of application forms and attached documents for qualification confirmation: September 24, 2003 by 12:00 pm.</p> <p>(3) Date and time for submission of tender documents: October 27, 2003 by 2:00 pm.</p> <p>(Tenders submitted by mail are due: October 24, 2003 by 5:00 pm.)</p> <p>(4) For further information and tender documents, please contact:</p> <p>Planning Section Building and Repairs Division, Department of General Affairs Shimane Prefectural Government 1 Tonomachi, Matsue City Shimane Prefecture 690-8501 Japan Tel: 0852-22-5223</p>
---	--

